

LP ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組み宣言

この度、LP ガス業界において多年にわたり問題とされてきた商慣行を是正する為、2024年4月2日に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」にある施行規則の一部を改正する省令が公布されました。

H&T energy 株式会社は、公布された省令を遵守し、取引の適正化・料金の透明化に向け取り組むことを宣言するとともに、ライフラインに携わる会社として、社会的な重責を十分に認識し、お客様に快適な生活をお届けすること、そして地域社会に貢献することで信頼される企業を目指してまいります。

《改正省令に基づく取組み》

- 過大な営業行為の制限
 1. 正常な商慣習を超えた利益供与は行いません。

2. お客様の事業者選択を阻害し、L P ガス事業者の切替えを制限するような契約の締結を行いません。

- 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

1. L P ガス料金について、基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）を導入します。

2. L P ガス消費と関係のない設備費用のL P ガス料金への計上は行いません。

3. 賃貸住宅向けL P ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上を行いません。

- LP ガス料金等の情報提供

1. 賃貸物件の入居を希望されるお客様に対し、オーナー様、不動産管理会社様、不動産仲介業者様等を通じてLP ガス料金を事前に提示します。

2. 入居を希望されるお客様から直接情報提供の要請があった場合は、それに応じます。